

堺市営住宅条例及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正について
ご意見の要旨と本市の考え方

No.	ご意見の要旨	市の考え方
○入居者資格について		
1	異性間の場合は、現状の規定でも婚姻又は事実婚で入居することができるため、パートナーシップ宣誓制度を利用した入居者資格は、同性間のみとする必要がある。	本市のパートナーシップ宣誓制度では、同性間、異性間に関係なく性的マイノリティの方が宣誓を行うことができます。この制度の趣旨を踏まえ、市営住宅の入居資格においてもパートナー関係の性別について区別なく取り扱います。
2	パートナーシップ宣誓制度で性的マイノリティの対象となる基準等を明確にしてください。パートナーシップ宣誓制度を利用して何らかの権利を得る場合は、厳格な判断基準と認定者の訓練や指導が必要と考える。	本市のパートナーシップ宣誓制度では、性自認、性的指向その他性のあり方について少数派であると認められる方が性的マイノリティとして、パートナーシップの宣誓を行うことができます。
3	入居対象者が外国人で、海外で婚姻している場合の判定方法を明確にしてください。海外で婚姻した方が日本で新たなパートナーとパートナーシップ宣誓をして入居資格を得る悪用を防ぐため。	従来より外国人世帯の入居の際には、領事館発行の必要な証明書（独身、婚姻及び離婚等）の添付を求めており、パートナーシップ宣誓制度の利用においてもこれまでと同様に取り扱います。